

報告書

「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」の
進捗状況に係る外部有識者による検証結果について

令和 5 年 1 2 月

「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」の
進捗状況に係る外部有識者による検証会議

「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」の進捗状況に係る外部有識者による検証結果について

令和5年12月5日
検 証 会 議

1 「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」の進捗状況に係る外部有識者による検証会議の開催経緯及び目的

令和3年3月の名古屋出入国在留管理局における被収容者死亡事案の発生を契機に、入管収容施設の医療体制の強化を図るため、外部有識者会議が設置された。

出入国在留管理庁では、令和4年2月、同有識者会議から報告書「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」（以下「提言」という。）の提出を受け、提言において示された医療体制の強化のための各種方策の実現に取り組んでいる。

本検証会議（別紙1「検証会議委員名簿」）は、提言に基づき入管収容施設の医療体制強化の進捗状況を検証することで、提言の実現に向けた着実かつ継続的な取組を推進し、もって入管収容施設における医療体制の強化に資することを目的として開催したものである。

2 検証の方法

本検証会議では、提言において示された「庁内診療体制の強化」、「外部医療機関との連携体制の構築・強化」、「医療用機器の整備」及び「その他の医療提供上の改善策」の4つの改善策に係る各種方策の取組状況について報告を受けるとともに、収容施設の視察を行った。その上で、各委員の知見を生かした自由な意見交換を6回（別紙2「会議開催状況」）にわたり行い、入管収容施設の実情を踏まえた検証を行うことで、客観的な評価を導き出すこととした。

3 各改善策に係る各種方策の検証結果

（1） 庁内診療体制の強化

庁内診療体制の強化に係る各種方策の取組状況について検証した結果は、以下のとおりである。

○ 常勤医師を中心に複数の非常勤医師による対応体制の構築

入管収容施設における常勤医師の定員については、東日本入国管理センター、大村入国管理センター、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局及び東京出入国在留管理局横浜支局（以下「主要6官署」という。）において各1名ずつとなっている。

主要6官署においては、複数の非常勤医師による診療が実施されており、常勤医師が勤務する官署では、常勤医師と非常勤医師による多角的な目線での対応体制を構築している。

引き続き、各官署においては、被収容者数や診療件数の推移に留意し、常勤医師への負担が集中しないよう、必要な体制の検討・構築を進められたい。

○ 兼業を柔軟に可能とする法整備等による待遇改善

国家公務員は、国家公務員法（職務専念義務）により、兼業の制約を受けるため、常勤医師が外部の医療機関等で勤務し、知識や技術の維持向上を図ることはできないが、令和5年6月に成立した改正入管法においては兼業要件の緩和が規定されたことで、医療機関等での兼業により多様な症例を経験する機会を得ることや大学院等での研究時間の確保が可能となるなど、待遇の改善が期待できることから、積極的に広報活動を展開されたい。

○ 定年年齢の引き上げの検討

国家公務員法の改正に伴い、令和5年4月以降、常勤医師の定年年齢が段階的に70歳まで引き上げられ、経験豊かな医師を常勤医師として採用することも可能となることから、幅広く採用活動を実施されたい。

○ 任期付採用の活用

幅広い年齢層の医師を採用対象とするため、定年年齢に関する規定のない任期付採用も活用されたい。

○ 入管収容施設における医療の実情や業務内容の周知

各官署においては、被収容者に適切な医療を提供するため、地域医療機関等を訪問し、入管収容施設における医療の実情や業務内容についての理解を得ながら、連携体制の構築を図ったことを評価する。

引き続き、地域医療機関等に対して入管収容施設の医療の実情について周知するとともに、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことを踏まえ、業務説明会や施設見学を積極的に実施して入管収容施設における医療の実情への更なる理解増進に努められたい。

○ 医師の確保に向けた広報活動の強化/組織的かつ継続的な医師確保に向けた取組

ホームページやSNSでの募集活動、医療機関等への協力依頼等、継続的に広報活動を実施していることを評価する。

常勤医師の採用に至っていない官署においては、より一層の採用活動を実施するとともに、各官署とも、常勤医師が退職するなどした場合に不在期間が長期間にならないよう、地域医療機関や医師会等に対する医師の確保に向けた広報活動を継続して実施されたい。

○ 看護師・准看護師の増員

常勤看護師については、増員が図られたほか、非常勤の看護師や准看護師資格を有する入国警備官が勤務しており、着実に医療体制の強化が進んでいると評価する。

また、入管庁では、毎年2名程度、希望する入国警備官に准看護師資格を取得させる取組を行い、これまでに14名の准看護師を養成しているところ、令和5年度には3名を養成機関に入学させており、継続して同資格取得者の養成に取り組んでいることを評価する。

准看護師資格を有する入国警備官については、入国警備官と医療の両面の知識

や技能を有しており、処遇と医療の架け橋となる人材であるため、准看護師の養成機関が減少傾向にあることに留意しながらも、同資格取得者の養成を継続されたい。

○ 准看護師資格取得者の計画的な育成・人事／医療実務経験の機会の設定

准看護師資格取得者については、その資格の性質上、長期間、処遇業務に従事することとなり、キャリア形成への不安やモチベーションの低下が懸念されるところ、それらを解消する一助として、准看護師資格取得者の役割、業務内容及び人事配置等について明確化したことを評価する。

医療実務については、臨床経験のある看護師が対応しており、看護師の増員が順調に図られたことや実務経験を積むための受入れ施設の確保が極めて困難である状況を考慮すれば、必ずしも准看護師資格取得者に対する実務経験の機会がなくともやむを得ない。

引き続き、同資格を取得したことでの働きがいが高めるため、計画的な人事配置等には十分に留意されたい。

○ 薬剤師の確保

薬剤師については、順調に確保が進むとともに、増員が図られていることを評価する。

また、常勤医師の業務負担を軽減する観点から、薬剤師の役割や業務内容の見直し、採用人数の増加や非常勤の活用等も検討するとともに、定員を満たしていない官署においては、引き続き確保に向けた取組を実施されたい。

○ 各官署の医療従事者と幹部職員、看守勤務を行う入国警備官とのカンファレンス等の実施

カンファレンス等については、全官署でおおむね定期的実施し、被収容者の体調に係る情報共有や診療室の運営等に係る意見交換等が行われており、緊密なコミュニケーションが図られていることを評価する。

引き続き、医療従事者と幹部職員、処遇担当職員との意思疎通や情報共有の機会を確保することの重要性を意識して、定期的な実施を継続されたい。

○ 各官署の診療室間の連絡会の実施／医師等が相互に相談し合える体制を整備

医師や看護師等については、他の官署の医療従事者と情報共有や意見交換を行う機会が設けられていなかったところ、各官署の医療従事者や処遇担当職員が出席する連絡会を複数回実施し、意見交換等を行う場を設けるとともに、医師等が相互に相談し合える体制を整備したことを評価する。

また、WEB会議システムを活用することで、柔軟な開催が可能であることから、今後も定期的開催するとともに、官署間における医師同士の関係性を深めるため年一回程度は対面での開催とすることや、外部からの意見等を聴取するために地域医療機関の関係者等を招いて開催することも検討されたい。

(2) 外部医療機関との連携体制の構築・強化

外部医療機関との連携体制の構築・強化に係る各種方策の取組状況について検証した結果は以下のとおりである。

○ 地域医療機関との間の協議会の実施/施設見学会等の実施

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、多数の出席者が見込まれる協議会や施設見学会の開催を差し控えていたことはやむを得ないと考える。

その代替手段として、地域医療機関等を訪問して、入管収容施設における医療の実情や業務内容の説明を実施していたことは評価できる。

新型コロナウイルス感染症の類型が5類感染症に移行したことから、今後は、入管収容施設における医療の実情等の更なる理解増進を図り、連携を構築・強化するため、地域医療機関等を対象とした協議会や施設見学を積極的に実施されたい。

○ 連携実績のある医療機関とのミーティング等による問題事案等の振り返りの実施

令和4年度においては、問題事案の発生が僅少であったため、ミーティングとして振り返りを実施した官署は一部にとどまったことはやむを得ないと考える。

被収容者に対し、適切な医療を提供するためには、外部医療機関の協力は不可欠であることから、各官署の幹部職員が医療機関に赴いて入管収容施設における医療の実情や業務説明を行っていること、問題事案の発生を抑止するために、あらかじめ詳細な情報提供を行っていることは評価する。

今後、問題事案が発生した際には適切に振り返りを実施して、医療機関との関係性を維持できるよう努められたい。

○ 外部医療機関との協定等の締結の検討

医療機関との間で協定等を締結している官署はないことから、協議会や施設見学会、問題事案の振り返りなどを着実に実施して、関係性を構築、維持するとともに、外部医療機関の要望等も踏まえながら、協定の締結に係る検討を進められたい。

特に大規模な医療機関においては、人事異動等により、被収容者に対する対応方針が変更されることも考えられることから、被収容者の受診機会を確実に確保するためにも協定の締結が重要であることを認識し、検討を進められたい。

(3) 医療用機器の整備

医療用機器の整備に係る各種方策の取組状況について検証した結果は、以下のとおりである。

○ 入管収容施設において備えるべき医療用機器（X線診断装置、超音波画像診断装置、心電計、パルスオキシメーター等）の配備

提言において、X線診断装置、超音波画像診断装置、心電計、パルスオキシメーターの各機器が入管収容施設において備えるべき医療機器として挙げられている。

それら機器が主要6官署全てに配備されていることや、医師や看護師等の医療従事者からの意見や要望に基づいて、随時、機器の購入や更新を進めており、適切に医療機器の配備が進んでいることを評価する。

引き続き、初期診療に相当する医療を提供するため、必要となる医療機器については、予算を確保し、購入や更新を進められたい。

○ 薬剤師の配置を前提とした分包機の整備(投薬のチェック体制も併せて構築)

薬剤師については、定員のある5官署のうち、3官署（東日本入国管理センタ

一、大村入国管理センター及び東京出入国在留管理局)において分包機が配備され、利用されているところ、官署内で調剤や一包化を行うことで、投薬業務の負担の軽減等が図られることから、全官署に配備されることを期待する。

一方で、一部の委員からは、薬剤師の確保や分包機の導入に係る労力や費用を鑑みると、全て調剤薬局での処方としても良いのではないかとの意見もあったことから、分包機を配備するに当たっては、有効性や費用対効果を含め十分に検討されたい。

また、処方に対するチェック体制については、各官署とも、処方された薬剤が医師の指示どおりに処方されているかを複数の職員によって十分に確認する体制がとられていることを評価する。

(4) その他の医療提供上の改善策

その他の医療提供上の改善策に係る各種方策の取組状況について検証した結果は、以下のとおりである。

○ 夜間・休日における体制の整備

現在の人員数を考慮すれば、夜間や休日に医療従事者を配置することが困難であることは理解できるところ、常勤医師をはじめとする医療従事者への電話連絡等により、指示や助言を受ける体制が構築されていることを評価する。

一方で夜間や休日の医療に係る相談については医療従事者、特に常勤医師に寄せられており、医師の負担軽減を図るとともに医師不在時における医療相談体制を確保するため、看護師の柔軟な採用・増員・配置や技術向上を図るとともに、公的な電話相談窓口の活用を検討し、常勤医師等の負担軽減を図られたい。

○ 職員研修の実施

処遇担当職員を主な対象として、各種研修を実施して、基礎的な医療知識の習得を図っていることを評価する。

幹部職員に対する研修については、医療現場の実情に関する知識を身に付けるための研修を実施していることは評価できるが、医療関係法令等の基礎知識を習得するための研修は活発には実施されていないと見受けられるため、医療従事者との円滑な連携を図るとともに、医療的対応が医療従事者任せにならないよう、より一層の取組を進められたい。

引き続き、内容、回数、対象人数等を工夫しながら、積極的に職員研修を実施されたい。

○ 社会一般への幅広い広報活動

ホームページに掲載中の「改善策の取組状況」を更新するなど、入管収容施設の現状に係る広報活動を実施しているが、社会一般への業務の実態の認知、理解を広めるため、これまで以上に積極的な広報活動を実施されたい。

○ その他の改善策

一部の官署において、一定の条件下での常勤医師によるオンライン診療を可能とする体制構築が図られているところ、提言で言及のない方策であっても、被収容者への適切な医療提供に効果があると考えられるものについては、不断に検討を続け、一層の取組を進められたい。

4 医師の採用及び定着のための取組について

令和5年4月以降、一部の官署において、常勤医師が通常の診療業務に従事せず、最終的に離職する事案が発生しており、庁内診療体制の強化という観点からも、同様の事案が再発しないよう対策を講ずる必要がある。

入管収容施設においては、認知度の低さ、待遇、勤務環境等、様々な要因により常勤医師の確保が困難であることは理解できるところである。

常勤医師の欠員が生じている官署については、速やかに確保されることが望ましいが、その採用に当たっては、業務説明や面接を通じて、入管収容施設における医療の特殊性、勤務環境等を丁寧に説明し、あらかじめ十分に理解してもらうとともに、医療者としてのみならず、国家公務員としての適格性も十分に考慮して、結論を出すよう留意すべきである。

また、採用後は適切に診療業務を行いつつ、継続的に勤務することができるよう、組織として常勤医師を支えることが重要である。そのため、所属官署の幹部職員等が日頃から常勤医師と積極的にコミュニケーションを取り、診療業務に関する意見や要望等を把握するとともに、業務上のストレスや悩みを解消するためのフォローアップを行うなどし、常勤医師の負担を軽減するよう努められたい。

5 今後のフォローアップについて

本検証会議での検証の結果、提言で示された各種方策の中には、着実に取組を進め、常勤医師や医療従事者の確保等、成果の現れているものがある一方、広報活動等、十分な実施に至っていないものも認められた。

提言の実現のためには、引き続き必要な取組を継続し、その進捗状況を適時に検証する必要があるほか、成果が現れている方策についても、その成果を定着させるため、今後も必要なフォローアップを継続して実施していく必要がある。

今後のフォローアップの在り方については、本検証会議での検証によって、各種方策の実現に必要な作業が明確化されたことから、例えば、入管庁において医療関係者等の外部有識者を加えたフォローアップ体制を構築し、定期的かつ継続的にフォローアップを行うのが合理的であると考えられ、その旨を提言し、本検証の締めくくりとした。

「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」の進捗状況に係る外部有識者による検証会議委員名簿

座長 渡辺 弘 司 公益社団法人日本医師会常任理事

委員 高岡 邦 子 医師

〃 高橋 敬 子 社会福祉法人さぽうと21理事長

〃 寺崎 昭 義 弁護士

(敬称略・座長以外五十音順)

「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」の進捗状況に係る外部有識者による検証会議開催状況

令和4年11月17日 第1回会合

令和5年 2月 1日 第2回会合

同 年 3月16日 第3回会合

同 年 4月13日 東京出入国在留管理局視察

同 年 6月 8日 第4回会合

同 年10月12日 第5回会合

同 年12月 5日 第6回会合（持ち回り）